

産山村イメージキャラクター「うぶちゃん」キャラクター・ロゴ使用規定

（目的）

第1条 この規定は、別記産山村イメージキャラクター「うぶちゃん」キャラクター及びロゴ（以下「キャラクター等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（キャラクター等に関する権利）

第2条 キャラクター等に関する一切の権利は、産山村（以下「村」という。）に属する。

（使用の申請）

第3条 キャラクター等を使用しようとする者は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合を除き、あらかじめ産山村長（以下「村長」という。）の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、使用申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- （1）申請者の事業内容や概要等がわかる資料
- （2）キャラクター等の使用状況がわかる完成見本等
- （3）その他村長が必要と認める書類

（使用の許可）

第4条 村長は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が村のPRと村内外への情報発信及び村民の気運醸成に寄与すると認めるときは、使用の許可（以下「使用許可」という。）をすることができる。この場合において、村長は必要があると認める場合は、キャラクター等の使用方法その他について、条件を付することができる。

2 村長は、使用許可を行なったときは、使用許可書（別記様式第2号）を申請者へ送付する。

（使用許可の制限）

第5条 キャラクター等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、村長は許可しないものとする。

- （1）法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- （2）村の信用又は品位を害するものと認められる場合
- （3）第三者の利益を害するものと認められる場合
- （4）特定の個人、政党、宗教団体を支援又は支援する恐れがあると認められる場合
- （5）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行なうものが使用する場合

- (6) キャラクター等の使用によって誤認又は混同を生じさせる恐れがあると認められる場合
- (7) キャラクター等のイメージを損なう恐れがあると認められる場合
- (8) 立体物で、その表現がキャラクター等の立体物と認められない場合
- (9) キャラクター等の著しい変形その他キャラクター等の使用が適当でないと認められる場合

(使用料)

第6条 キャラクター等の使用料については、当分の間、無料とする。

(地位の承継)

第7条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用許可に基づく地位を承継することができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 第4条の規定による使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された使用内容のみに使用すること。
- (2) 当該使用に係る物件の使用品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真（データ）等を提出すること。
- (3) 第4条の許可を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(許可内容の変更等)

第9条 使用者が使用許可の内容について追加又は変更をしようとする場合は、あらかじめ使用変更申請書（別記様式第3号）を村長に提出し、村長の許可を得なければならない。

2 村長は、前項に規定する使用変更申請書を受理した場合には、その内容を審査の上、適当と認めるときはこれを許可し、使用変更許可書（別記様式第4号）を交付する。

(許可の取消し等)

第10条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許可（前条の追加又は変更の許可があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許可が取り消された場合、許可取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規定に違反した場合
- (2) 使用者が第4条の使用許可に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽があることが判明した場合
- (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合

(5) その他キャラクター等の使用継続が不相当であると認められた場合

2 村長は、前項の規定による使用許可の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 村長は、使用者にキャラクター等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第11条 村長の使用許可は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャラクター等を使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について村の推奨を行なうものではない。

(経費等の負担)

第12条 村は、この規定による使用許可の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 村は、キャラクター等の使用を許可したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクター等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、村に迷惑を及ぼさないように処理すること。

3 使用者は、キャラクター等の使用に際して故意又は過失により村に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を村に賠償すること。

(情報の公開)

第14条 村長は、キャラクター等の使用許可の状況等について、広く利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

(事務)

第15条 この規定に関する事務は、産山村企画振興課企画振興係が行なう。

(その他)

第16条 この規定に定めるものの他、キャラクター等の使用に関する必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規定は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式第1号

「うぶちゃん」キャラクター・ロゴ使用申請書

平成 年 月 日

産山村長 様

申請者住所：〒

申請団体名：

役職・氏名： 印

産山村イメージキャラクター「うぶちゃん」のキャラクター・ロゴを使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用目的	
使用物件の区分・名称	区分： <input type="checkbox"/> 印刷物 <input type="checkbox"/> グッズ等商品 <input type="checkbox"/> 加工食品 <input type="checkbox"/> その他 名称：
使用する物件の具体的な内容	
使用期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
特記事項	
連絡先	担当者名： 電話番号： E-mail：

添付書類

- (1) 使用する物件の見本（見本が添付できない場合は写真や印刷原稿等）
- (2) 企業、団体等の概要書（パンフレット等）
- (3) 食品の場合は、「製造若しくは販売に係る保健所の営業許可証（写）」又は「販売各店舗の業務開始報告書（写）」、「製造又は販売する店舗一覧（任意様式）」

別記様式第2号

「うぶちゃん」キャラクター・ロゴ使用許可書

産山村許可第 号
平成 年 月 日

(申請者) 様

産山村長

平成 年 月 日付けで申請がありました「うぶちゃん」キャラクター・ロゴの使用について、許可します。なお、使用にあたっては下記の点に留意して下さい。

記

- ①「うぶちゃん」キャラクター・ロゴを、許可を受けた物件のデザインとして使用することができます。ただし、使用品（困難な場合は写真等）を提出して下さい。
- ②許可を受けた物件を紹介するチラシ、パンフレット、ポスター、看板等に表示することができます。
- ③使用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- ④使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、産山村は一切の責任を負いません。
- ⑤申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な使用等が認められた場合、使用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- ⑥使用者が上記の警告に応じない場合は、許可の取消しその他必要な措置をとるとともに、ホームページ等で公表することがあります。
- ⑦許可が取り消されたときは、許可取消の日から使用することはできません。また、取消しにより使用者に生じた損害について、産山村は一切の責任を負いません。
- ⑧キャラクター・ロゴの適切な使用を図るため、使用の状況、使用した物件の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行なうことがあります。
- ⑨「うぶちゃん」キャラクター・ロゴ使用規程は、必要に応じて変更することがあります。

別記様式第3号

「うぶちゃん」ロゴ・キャラクター使用変更申請書

平成 年 月 日

産山村長 様

申請者住所：〒

申請団体名：

役職・氏名：

印

産山村許可第 号で許可を受けました「うぶちゃん」キャラクター・ロゴの使用について、次のとおり内容を追加・変更したいので申請します。

記

事 項	追加・変更前	追加・変更後
使用対象物件		
使用目的		
使用方法		
使用場所		
使用数量		
使用期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
特記事項		
担当者 氏 名 電話番号 E-mail		

添付書類

*当初の許可書の写し（コピー）

別記様式第4号

「うぶちゃん」キャラクター・ロゴ使用変更許可書

産山村許可第 号
平成 年 月 日

(申請者) 様

産山村長 佐藤 敬助

平成 年 月 日付けで変更申請がありました「うぶちゃん」キャラクター・ロゴの使用について、変更許可します。なお、使用にあたっては下記の点に留意して下さい。

記

- ①「うぶちゃん」キャラクター・ロゴを、許可を受けた物件のデザインとして使用することができます。ただし、使用品（困難な場合は写真等）を提出して下さい。
- ②許可を受けた物件を紹介するチラシ、パンフレット、ポスター、看板等に表示することができます。
- ③使用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- ④使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、産山村は一切の責任を負いません。
- ⑤申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な使用等が認められた場合、使用者に対し是正を求めるための警告を行います。
- ⑥使用者が上記の警告に応じない場合は、許可の取消しその他必要な措置をとるとともに、ホームページ等で公表することがあります。
- ⑦許可が取り消されたときは、許可取消の日から使用することはできません。また、取消しにより使用者に生じた損害について、産山村は一切の責任を負いません。
- ⑧キャラクター・ロゴの適切な使用を図るため、使用の状況、使用した物件の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- ⑨「うぶちゃん」キャラクター・ロゴ使用規程は、必要に応じて変更することがあります。

別記様式第5号

「うぶちゃん」キャラクター・ロゴ使用不許可通知書

産総第 号
平成 年 月 日

(申請者) 様

産山村長 佐藤 敬助

平成 年 月 日付けで申請のありました「うぶちゃん」キャラクター・ロゴの使用については、下記の理由により不許可としましたので通知します。

記

【不許可の理由】